

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和 8 年 5 月 2 7 日

岩 手 県 警 察 本 部 長

1 聴聞の期日

令和 8 年 6 月 3 日 午前 11 時 00 分

2 聴聞の場所

盛岡市内丸 8 番 1 0 号 岩手県警察本部 2 階 聴聞室